

ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム第6回会合

1. 日時 平成 21 年 4 月 21 日 (火) 15:00 ~ 17:00

2. 場所 内閣府庁舎 5 階特別会議室

3. 出席者

安藤 哲也	NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事
勝間 和代	経済評論家
松田 茂樹	第一生命経済研究所主任研究員
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授 (少子化社会対策推進点検・評価検討会議座長)
阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第 2 室長
吉村 マサ子	財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会会長
赤石 千衣子	NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事
新川 てるえ	NPO 法人 W i n k 理事長
向井 通江	ハンド・イン・ハンドの会主任研究員

4. 議事要旨

川又参事官

定刻となりましたので「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」第 6 回会合を開催いたします。本日のテーマは「ひとり親家庭とこどもの貧困」となっております。

ゲストといたしまして、国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第 2 室長の阿部彩様。
財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会会長の吉村マサ子様。

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事の赤石千衣子様。

NPO 法人 W i n k 理事長の新川てるえ様。

ハンド・イン・ハンドの会主任研究員の向井通江様をお招きしております。

会議の開催に当たりまして、小淵少子化担当大臣からごあいさつを申し上げます。

小淵大臣

皆様こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、本日ゲストとしてお越しいただきました皆様、お忙しいところ本当にありがとうございます。皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

本日のテーマは「ひとり親家庭とこどもの貧困」であります。今、経済状況が厳しい中であり

ますので、どちらも喫緊の課題ということで、国会の中でもさまざまな議論が行われているところであります。

今般の経済危機対策におきましても、ひとり親家庭あるいは子どもの貧困に対してさまざまな施策を盛り込んだところでありますけれども、一時的なことではなくて、特にひとり親家庭の問題に関しては離婚も増えていますし、さまざまな事情を抱えて1人で子どもを育てている方が多い中で、やはりどう考えてもこの国は1人では子どもを育てにくい社会環境になっていると思っています。

そんな問題を中長期的なところも含めて、どうにか解決をしていかななくてはならないと思っております。大変重いテーマだと思っておりますので、皆様と意見交換をしながら良い解決法を探していきたいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

川又参事官

本日のテーマにつきましては勝間委員が御担当となっておりますので、以下、勝間委員から進行をお願いいたします。

勝間委員

勝間です。皆さんよろしくお願いいたします。本日の進め方ですけれども、まず子どもの貧困の全体的な状況について、阿部彩様から15～20分程度でプレゼンテーションをいただきます。

全体図を把握した上で、特に子どもの貧困の中で問題となっている、ひとり親家庭についての実情把握ということで、それぞれサポートされている4団体の皆様から簡単に3分程度ずつお話をいただくという形で、資料は私たちみんな読んでおりますので、その中で特に一番強調したい点というのをプレゼンテーションいただければ幸いです。

もう一点、大体4時53分ぐらいを目安に私どもプロジェクトチームの方から緊急提言がありますので、こちらの方も是非皆様に聞いていただきたいと思っておりますので、併せてどうかよろしくお願いいたします。

では阿部さん、早速ですが、よろしくお願いいたします。

阿部氏

御紹介ありました国立社会保障・人口問題研究所の阿部と申します。よろしくお願いいたします。今日は15分、20分という制約の中で言いたいことはいっぱいあるのですが、幾つかピックアップさせていただいて、もともと早口なのですが、ますます早口でお話させていただきたいと思っております。

スライドを用意しましたけれども、一番初めに幾つかの指標を出しております。これらはどれも子どもの育っている経済状況と、子どもが置かれている状況というのが非常に相関していることを示したものです。

最初の2つのスライドは、母親の学歴や父親の学歴と子どもの学力がいかに相関しているか、

そして、それが2003年から2006年にかけて拡大している傾向にあることを示しています。注目していただきたいのは、2003年から2006年にかけて、一番右端の棒グラフから真ん中にかけてなんですけれども、経済階層の高い子どもの平均点はそれほど下がっていないのですが、低い子どもの平均点は非常に大きく下がっています。特に4ページではそれが顕著に出ています。

次のページは子どもの親から見る子育て環境、相談相手がいないですとか、休日に十分子どもと遊べないということがいかに経済環境と密接に関係しているかを示しています。

そのほか健康、7ページ目には児童虐待、8ページ目は少年院に入った新収容者のデータですけれども、これらも貧困家庭に育っている子どもが、より大きな確率で虐待に遭ってしまったり、非行に走ってしまったり、健康状況が悪くなっていることを示したデータです。

このように子どもの経済状況と子どもの現在の状況、ウェル・ビーイングという言葉がありますけれども、それで見ますと明らかに相関していることは確かです。これは社会学者から見ればほとんど当たり前のことなのですが、日本の中ではそれほど差がないというのが今まで大きく信じられてきた。そのところが大きな問題だと思います。

実際には格差はもともとからありましたし、それがいま、拡大傾向にあります。一番初めにお見せした学力のテストは中学校2年生を対象とします。義務教育の段階ですが、そこでもやはり大きな差が出ている。テストの内容としても私立の中学校に行かなければ習えないような高度なテストではなくて、ほぼすべての子どもが習得すべきなのですが、それにおいても、やはり義務教育レベルでも差が出ていることがわかっています。

これらの子ども期の状況というのは、子どもが成長してからも解消することができません。それはずっと不利としてその後も続き、それが就職確率であったり、所得に出てきたり、又はさまざまな健康状況に反映してきたりすることがわかってきています。

そうならば、成人になってからも続いている不利というのが次の世代に連鎖するのは当たり前のことと言えば当たり前で、例えば11ページにお見せしておりますのは、SSM調査という大規模調査のものですけれども、親の学歴と子どもの学歴、親の職業と子どもの職業というのは、昔からもともと非常に関連があったのですけれども、その関連が強まってきていることを示しています。それがここ20年間の問題かと思います。

やはり福祉国家としては、いかに平等な方に持っていくかというのが1つの大きな命題だと思うのですけれども、それが逆行している状況に今はあります。

12ページは私が推計しました子どもの貧困率を出しています。薄い青い線で見えにくいのですが、子どもの貧困率は約10%程度から15%程度まで、この10年間で年々多くなってきます。このグラフでの一番新しいデータはまだ2002年なのですけれども、バブル崩壊後、それから、その後の好景気の時代にも子どもの貧困率というのは上昇し続けています。

ですので、昨今非常に貧困対策ということが着目をされるようになってきて、緊急対策が必要だということがおっしゃられていますけれども、勿論それは必要なのですが、子どもの貧困というのはリーマンショック以降の問題ではなくて、もっと前からずっと浸透してきたものです。母子世帯の問題も全く同じ状況です。

貧困をずっと見てこなかった日本の社会というのがあるわけで、貧困にちゃんと対応してきていない中で、更に、今、経済危機に突入しているという状況です。なので、本当に政策の根本的なところから見直さないといけないということだと思います。今の危機的な状況にバンドエイドを張るような対応だけでは、やはりだめだということです。

13 ページが子どもの貧困率を世代、家族構成別に見てみたものです。これはあちこちでも出ている数字かと思いますが、母子世帯というのは子どもの貧困の中でも突出して高く、66%という数字です。子ども全体では 13、14%の推計がされています。

そしてここには父子世帯の数字も出しておりますけれども、父子世帯というのは貧困世帯として必ずしもクローズアップされてこなかったのですが、父子世帯でもやはり非常に厳しい状況があります。

ただ、貧困の子どもを数で見ますと、やはり両親と子のみの世帯と3世代世帯というのが過半数を占めます。前者が50%、3世代世帯が22%で、母子世帯が約20%、これは一番下の推計値なのですが、一番高い数値で見ると多分30%ぐらいになるかと思いますが、ですので、母子世帯や父子世帯対策というのは、子どもの貧困の対策としては非常に重要なのですが、それだけではだめということなのです。そのほかの貧困の子どもたちに対する対策しなければいけないということです。

15 ページは国際比較です。これもメディアでいろいろ論じられておりますけれども、日本の最新のデータでは2004年のデータですが、国際比較で見るとOECDの中でも上から大体9番目ぐらいということになっております。

次に、それを年齢別で見ますと、ゼロ歳から2歳の子どもが一番貧困率が高くなります。子どもの貧困率自体は2001年から2004年にかけて下がったのですが、これは2004年が好景気の走りということで、それが反映されていると思います。ですけれども、同じ時期にゼロ歳から2歳の子どもの貧困率は上昇を続けたということがあります。なぜかという、それは明らかに父親又は母親の年齢と親の就労形態というのが効いてきます。

17 ページでは父親の年齢別の子どもの貧困率です。2004年の数値が三角形のマークが付いているのですが、父親の年齢が20歳から24歳のところでシャープに上がっているのがわかるかと思います。

その次のページが親の就労形態別ですが、これは自営業者、1年未満の契約、内職、家庭内従業者では貧困率は3割近い数字となっています。これはまだそれほど経済状況が悪くない頃の時期ですので、今、計算しなおせば、この数字がますます悪くなっているのはほとんど自明かと思えます。

19 ページは、これも国際比較ですが、母子世帯だけを取り出してみるといかに貧困率が高いかということで、最下位から2番目になります。母子世帯の就労率は非常に高いことも知られております。ですが、母子世帯の雇用状況というのが悪化していることも兼ねて、やはり母子世帯の貧困率というのは決して下がる傾向を見せておりません。

では子どもの貧困に対して何ができるかを考えていきたいと思えます。23 ページと24 ページ

は少子化白書ですとか教育関係の文献でいろいろ出てきますが、GDP比で見た日本の公的施設、これが大変ほかの国と比べて見劣りすることは非常によく知られていることかと思えます。ただ、余り知られていなかったのが、見劣りするのは給付の部分だけではなくて、負担の部分でもそうだとということなのです。それが25ページになります。

これもいろいろなところで、国会質問なんかでも使われておりますけれども、子どもの貧困率を再分配前、つまり政府が介入する前と再分配後で比べてみると、日本だけが再分配後率の方が高くなるということです。つまり、政府の貧困の削減機能が逆行している状況にあります。

これは大きな問題でもありますし、解決しなければいけないことだと思いますけれども、このグラフで余り触れられないのが、再分配前の子どもの貧困率というのは、ほかの国に比べて日本は特に悪いわけではないということです。そういうこともあって、今までそれほど貧困ということを政策的に議論せずに、いろいろな社会保険への負担の増加がなされてきました。

このグラフを出したときに、では日本の社会保障制度が高齢者に向けて給付をやり過ぎで、それでその分を現役世代、子どもの世代にやればいいのかという話も出てくるわけですね。でも、事はそんなに簡単ではなくて、子どもの貧困という観点からは確かにそうなのですが、今でも日本の高齢者の貧困率というのは一番高いのです。特に女性の高齢者の貧困率は非常に高い。ですので、高齢者から取ってきてその分を子どもに回すというのが、必ずしもよい政策ではないのです。

高齢者の中でも、現役世代の中でも、子育て世代の中でも、だれが負担できるのか、というように、格差があることを前提とした話をするようにしなくてはいけないわけで、ある特定の世代ですとか、ある特定の世帯タイプの平均値の話だけをしていては、不十分だと思います。

スライドに戻らせていただきますけれども、ひとり親世帯の経済的支援というところで27ページから幾つかスライドをつくりました。経済的支援のところはこの後の団体の方々が非常に詳しく説明をしてくださると思いますので、私からは説明はいたしません。ただ、28ページの図だけ御覧ください。

これは母子世帯の貧困率が政府の介入によってどれくらい変わったかという、先ほどは子ども全体でしたけれども、今度は母子世帯だけを見てみたものです。母子世帯の貧困率が高いというのは確かにそうなのですが、子ども全体に比べて一応政府は貧困を削減する効果はあります。ただ、その効果というのが近年非常に少なくなってきました。

これは87年から2002年を出していますけれども、2002年というのはまさに児童扶養手当など2002年改革が行われたときです。例えば87年と2002年を比べてみますと、母子世帯の政府の介入前の貧困率は65~70%でほとんど変わらないです。ただ、再分配後の貧困率は10%も上昇しているのです。つまり、これだけ政府の機能が落ちたということなのです。

このような状況の中で、更に2002年の改革があって、更に今は市場所得の方も貧困率も多分悪くなっているだろうという経済状況にあることを考えますと、本当に母子世帯というのが、いかに何も無い状況になりつつあるかが推測されます。

最後に、私は、幸せな子どもの数を増やす子ども対策をとということを提唱しております。少子

化対策という名の下にいろいろな政策が行われていますけれども、ネーミングに若干私は違和感を覚えます。

というのは、少子化対策で幸せではない子どもが増えてもしょうがない。今、子どもの7人に1人が貧困状態で育っているという状況の中で、それを改善せずに次の世代に生まれてきてくださいというのは、それは無理なのではないかと感じております。

必要なのは幸せな子どもの数を増やすことであって、そのためには子どもの基本的な権利として守られるべきものをきちんと保証しなければいけないですし、勿論完全な平等という機会の平等というのは、今の社会では無理かと思えますけれども、悪化しないように、少しでもよくなるように努力しているという姿勢を見せなければ、大きな顔をして子どもを産んでくださいですとか、もし天国で次に生まれる世代に聞こえるのだとすれば、生まれてきてくださいとは言えないのではないかなと思っております。

以上です。

勝間委員

ありがとうございます。質疑応答はまとめてさせていただくということで、次の発表者の吉村様に移りたいと思います。よろしく申し上げます。資料はこちらの先ほど配られた1枚の方を見ればよろしいでしょうか。

吉村氏

実は私はこういう国レベルの会議に出たのは初めてでございます。資料と言われればもっといろいろ持ってくればよかったなと思っています。

私どもの団体は全国で56団体ございまして、ほとんど各県とか政令市で入っているところがございます。皆さんのところに資料は行っているとは思いますが、昭和27年、1952年から母子家庭、後には寡婦家庭を含めましていろんな制度、政策について要望、陳情を続けながら今のような制度ができたかと思えます。

最初はとりあえず生活困窮から貸付けをしてくださいという法律、その後総合的な母子福祉法、その後母子及び寡婦福祉法という、そういう法ができるのに私どもとして大変尽力をしたと思っております。ほとんどが議員立法ということもございまして、草の根の運動をやってきた会だと思えます。現在はずいぶん社会全体が変わりまして、今の社会に応じたいろんな活動をということでやっております。

皆さんは数字的なことは御存じだと思いますので、私は母子家庭にこそ「仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス」の実現というものが必要ではなからうかと思えます。それに必要な条件の1つは経済的な自立であります。

それぞれ遺族年金とか児童扶養手当とか養育費の問題とかいろいろございますけれども、とにかく現状を見ますと、就業による自立が必要だと思えます。私たちが現在やっております仕事で、就業・自立支援センターというものがございます。それは大体56団体の中で43団体は委託を受

けて仕事をしております。そこに就業相談員がおります。

まず就業相談ですが、ハローワークでは母子家庭の母に対するきめ細かな相談に応じきれなかったのです。とにかく子どもを連れてきたら、あなたは仕事ができないでしょうと言われて、じっくり話を聞いてもらえない。仕事を決めるということができていなかったと思います。

相談に見えます方は、最初はちょっと遠慮がちですけれども、2時間も話し込んで、結局は自分で仕事を決めることになっても話を聞いてほしいという方が結構いらっしゃいます。ここに書いているように、ハローワークを通じて求人情報を取っており、無料職業紹介所として行っている求人もございますけれども、なかなか求人と求職が合わない、マッチしないというのが非常に多うございます。

ですけれども、この就業・自立支援センターがあることは非常に効果を上げていると思います。ここでは法律相談もやりますし、研修講座もやるのです。講座をやることによって自分1人で悩んでいた人がやってきて、研修を受けて悩みも話し元気になるという相乗効果も上げているのではないかと私は思っております。

勝間委員

吉村さん、時間の関係で少しまとめさせていただきたいのですけれども、今まで要望、陳情を行ってきて、議員立法等でワーク・ライフ・バランス、自立が必要だということは理解したのですが、この先、就業・自立支援センターをもっと応援すればいいのですが、具体的に提案であるとか、問題点を含むような御指摘をいただけるとありがたいです。

吉村氏

どうも失礼しました。そうしたら、子どもを預けるところが絶対必要で、安心して働ける、生活できるような保育所、放課後児童クラブとか、そういうところが必要だということを申しております。団体だけではなくて、いろんな社会資源がございますし、そういうところとうまく連携を取りながら、お互いに活用しながらやっていきたいと思っております。

今やっと労働関係の人と非常に交流ができるようになりました。それから、ジョブカードなど商工会議所、経営者協会と少し共有ができるようになりましたけれども、更に企業の協力が必要だと思うのです。

とにかく、母子家庭の母は非常に労働条件がよくありません。それを先に見越してそういう仕事しか雇ってくれないところがございますので、できるだけそういうところは皆さん考えて頂いて就労をお願いしたいと思っております。

それから、研修時の生活保障が絶対に必要だと思います。研修の生活保障がないと、安心して受講することができません。ですから、レベルアップしたい、資格がないとなかなかいい就職がないと本人は思っているのですが、それは厚労省の方でもお考えいただいているようでございますけれども、これから継続して特に配慮をお願いしたいと思っております。

放課後児童クラブでございますけれども、地方自治体で独自の対策も始まっておりますが、実

態に合っていないというところがございます。

勝間委員

たびたび済みません。時間の関係でまとめさせていただきたいのですけれども、要望としましては保育園や放課後子どもクラブの充実、特に企業協力を中心とした横連携の必要性、研修時の生活保障というのが具体的な案ということによろしいでしょうか。

吉村氏

はい。それから1つ申し上げたいのは未婚の母です。未婚の母子家庭についてでございますけれども、非常にこれについての配慮がないし、ここに書いてありますように税の寡婦控除の適用を是非お願いしたいと思います。

父子家庭の問題もでございますけれども、以上です。

勝間委員

済みません、未婚の母について、具体的に何をすればいいということだけでもう一点補足願えますか。

吉村氏

未婚の母というのは隠れて存在しているのですけれども、実は沖縄の方では母子家庭の1割が未婚の母なのです。それが公的な住宅に入る場合、税の控除がないと所得がオーバーしてしまう方がいて、公営住宅を退居しなければならなかったということを嘆いております。是非この税の寡婦控除を、税法の改正でも要望いたしております。

勝間委員

寡婦控除がないということですね。

吉村氏

そうです。

勝間委員

未婚の母と離別、死別で税制上の不公平があるということですね。

吉村氏

同じような状態でありながら、寡婦控除はありません。そのことを申し上げたかったです。

勝間委員

ありがとうございます。

続きまして、赤石さん、お願いします。

赤石氏

赤石でございます。NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの理事をしております。現状と課題ということなので、3分で話します。

シングルマザーは貧困だということは、前のお二人もおっしゃってくださったのですが、平均年収が統計で213万円、就労収入で171万円ということで、それで平均3人の家庭の人が暮らしているということですので、とても貧困だと思います。

例えば子どもが小さいときには、まず就労するというのが非常に困難です。資料はレポートと提言をまとめさせていただきましたが、その中のレポートに入っている例ですが、都内の足立区に住むOさんは、3人お子さんがいて離婚されて、寿司屋さんでアルバイトをして、子どもを保育園に預けて、お迎えに行つて子どもを食べさせて、夜もお寿司屋さんでアルバイトをしていました。

子ども3人、1歳、3歳、5歳だけで寝かせている。子どもが泣いてしまうと、お寿司屋さんでバイトをしているお母さんの携帯に電話がかかってくる。お母さんどこにいるの。こういう状態で働いていて破たんした。今は精神的にもかなりまいっておられて、生活保護を受給されることになりました。

子どもが後期になると、また大変です。ダブルワークする人が多い。例えば正規雇用でも13万円ぐらいの手取り収入しかないの、とんかつ屋さんで土日バイトして、やっと高校や大学に行かせているというお母さんにもこの間会いました。つまり、お金の貧困だけではなくて、時間の貧困、教育の貧困すべてに直面するということだと思います。

すごくはしょっていますが、提言の方に行きます。資料の後半9ページから提言になっていて、これもやや多めなのですが、まず1つは所得補償が必要だと思います。

今、所得補償として児童扶養手当、子どもが小学生のうちは児童手当もあるわけですが、児童扶養手当については2002年に5年間受給あるいは7年間経過後の児童扶養手当は、半額を限度に削減するという法律が通ったままになっております。これが一応運用面で届けを出せばなんとか継続なのですが、2002年以前に戻すということをしちんとして、18歳の年度末までは所得補償をきちんとしてという制度に戻す必要があります。

ただ、この所得補償4万1,720円満額支給だけではとても足りないということがあります。これは児童手当が増額するときにも併給を認めておいたほうがいいと思います。

11ページになりますが、就労の支援ですけれども、生活保障とセットになった職業訓練枠の大幅な拡大をすべきだと思います。今まで5年間やってきた就労支援というものは、やはり実質的には効果を上げることができなかつたと総括をすべきです。

効果をあげるためには、やはり生活保障とセットにすべきです。もう一つはマザーズハローワークというところがあり、ハローワークというところがあり、母子就業自立支援センターという

ところがあり、母子福祉課や子ども支援課という福祉の窓口がある。3つの窓口に行くというのは統合すべきです。ワンストップできちんとした支援が1か所で受けられるというふうにするべきだと思います。

もう一つは、社会保険とか健康保険とかそういうものから漏れてしまう子どもたちが非常に多い。厚労省の調査でも6.5%の母子世帯が健康保険に加入していないという事実があります。これは余りにも深刻なデータではないでしょうか。幾らひとり親に対する医療費の助成があっても、その前の健康保険など、こういった最低限のものから漏れてしまっていることは、非常に深刻であるととらえるべきです。

教育に関して手厚い援助をしていかなければならない。授業料の免除枠に漏れてしまうような方も増えています。奨学金で高校、大学に頑張った行っても、成人になったときに借金まみれの若者をつくってしまっているという状況では、これから先、非常に大変ということがあると思います。

保育についても入れるポイントは高いのですが、それでも今の保育の待機児童の激増のために入れない母子家庭が出ているということがあります。ひいて言えば、保育士を民営化ではなく正規雇用しながら、きちんとした職としてシングルマザーに提供することも、1つの方法かなとは思っています。

以上です。

勝間委員

ありがとうございました。

続きまして新川さん、お願いできますでしょうか。

新川氏

NPO法人Wink理事長の新川てるえです。よろしくお願いします。

私たちは新聞記事の中にありますように、昨年の3月から千葉県柏市でシングルマザーの共同住宅を運営しております。この1年間で13世帯ぐらいの母子家庭の入れ替わりがありました。その中で、実際に現場から見えてきた要望等をお伝えしていきたいと思います。

まず、住宅の問題です。ここまで散々伝えられてきたことですが、やはり母子家庭が特に離婚前に部屋を借りるのは非常に困難なのです。私自身が実は2度離婚していて、過去にシングルマザーだった経験から言うと、やはり離婚前に部屋を借りようと思ったら不動産屋さんからすごく疑わしい目で見られて、かなり苦労して部屋を借りたという経緯があります。

そういう経験があつてこそ、この母子家庭の共同住宅のようなものが必要だと思って事業を運営しているのですが、周りの理解も得にくくて、一般の住宅地の中で運営していく中で、「どうして私たちみたいな普通の人たちが住む民家の住宅地に、隠れてこそこそと暮らすような人たちを集めて生活させるの？」と実際に言われました。それは住民説明会で言われて、非常に嫌な思いをした記憶があります。

現在は一番大きな問題で、保育園の待機児童の問題というのがありまして、事例でお話をすると、今年の3月中旬ぐらいに入居した母子家庭のお母さんが、4か月の子どもを連れて福井から入居されたのです。所持金が本当にあと少ししかないという状況の中で、転居してきたらすぐに働きたいという状況でした。

柏市の保育園の状況はということかという、3月中旬に引っ越してきたお母さんも、3月15日の締め切りを過ぎていたので、4月15日の締め切りまで待たなくてはいけない。4月15日に申請を出して、入れるのは5月の頭から。そうすると、その間で生活費が底をついてしまいました。

生活保護を申請することも、ウイックでは同行支援として行ってはいるのですが、保護に関してはできれば受けたくないというのが、母子家庭のお母さんたちの強い意志であります。それはどうしてかということ、保護を受けてしまうとなかなか自立が困難になるというのは本人たちが一番よくわかっていることです。実際に生活保護を受けているお母さんがいるのですが、マクドナルドで働いています。朝から晩まで本当にすごく一生懸命働いて、土日も返上して、日曜日に子どもをお友達に預けてまで働いていて、手取りで入る収入は10万に満たない金額です。

保護を抜けようと思ったら、アルバイトの収入でというのは非常に難しいというところで、私たちも就労支援を考えていろいろなアドバイスをしてきているのですが、実際に私たちでさえも、どんな職種が本当にスキルアップにつながるのかというのが見えていない現状で、非常に苦しいというのが実情です。

生活保護に関しては、本当に受けなければならない状況のときには受けた方がいいとは思っていますが、すぐに働きたいという意思のあるお母さんたちに、働けない状況を強いているというのが現状かなと感じて困っています。

なので、保育園の問題、住宅の問題、就労支援の充実というのが一番強い要望の中で、追加で赤石さんがお話されたように、5年間の期日で児童扶養手当の削減というのを廃止してもらいたいと思っています。

私自身が10年間ぐらい母子家庭をやっていた経験の中で、仕事をして3年目にやっと仕事を覚えてばりばり働けるようになって、がむしゃら働いて残業をするようになり、5年目ぐらいに悩みを抱えたり、体を壊すというのが私の経験でした。実際に10年選手ぐらいの母子家庭のお母さんに聞くと、やはり同じようだと答えるお母さんが何人もいるので、5年で手当を切られるというのは非常にリスクだと思います。

養育費との児童扶養手当の関連性を撤廃してほしいと思っています。養育費が児童扶養手当の母親の収入申告に8割算入したことには無理があると思っています。養育費というのは子どもが育っていくために必要なものであり、子どもたちの権利であると思うので、決してお母さんの収入や、生活費ではないと思います。これを手当と関連づけたことで、はっきり言って、不正受給と言われる申請を隠して、児童扶養手当を受けるということが現状発生していると思います。

最後に、父子家庭にも何らかの手当をということで、私たちの団体は母子家庭だけの支援ではなくて、父子家庭の支援も行っています。インターネット上に父子家庭共和国というサイトを開設

して、実際にお父さんたちの話を聞く中で、決して父子家庭は裕福ではないし、困っていないということはなく、逆に男性として差別があったりとか、認められない部分があったり、残業を強いられたりというところで苦しい思いをしていると思います。

きちんとその辺を調査して、子どもたちは同等に社会に守られる権利があると思いますので、是非何らかの支援を考えていただきたいと思います。

以上です。

勝間委員

ありがとうございます。最後に向井さん、お願いします。

向井氏

ハンド・イン・ハンドの会の向井と申します。資料以外に会報等も配らせていますので、後で御覧いただければと思います。それではよろしく願いいたします。

先に話される皆様の方でいろいろな支援についての要望は話されると思っておりましたので、具体的にハンドの会員の方が抱える問題ということで、生の声を書かせていただきました。

まず仕事の問題として、小さい子どもがいると面接もさせてもらえない。これは本当に多く声があがります。仕事を見つけないのですけれども、子どもを保育所に入れられない。それは仕事をしていないから、仕事を見つけてからでないと保育所に入れることができないと窓口で言われる方が多いのです。

保育所に入れることができた場合でも、駅や保育所、ほかの子どもの学校、あるいは職場から遠くて送り迎えが難しいという方も多々あって、子どもを何人が持っている方の場合、同じ保育所に入れられない場合もありますので、そういった問題もかなり出てきています。

勝間委員

時間の関係で一つひとつ読み上げていただくと15分ぐらいかかってしまうと思うので。

向井氏

では8ページからの「実効性のある就労の保障を」について説明いたしますので、生の声は後で読んでいただければと思います。

まず「安定した雇用のための就業支援策の拡充を」と要望を書きました。先ほども、赤石さんからお話が出ましたが、ここ数年の就業支援というものの実効性が低いので、その総括をしていただきたいということです。それから、教育訓練とかいろいろな厚生労働省のメニューはあるのですけれども、これが地方自治体によっては財政難で使われていないところも多々ありますし、仕事を続けながらでは昼間はハローワークに行けないので、教育訓練を在宅で行い、子どもを見ながら家で教育訓練が受けられるような促進をお願いしたいと思っています。

「子育て支援の拡充を」については、保育所ですとか、厚生労働省のいろいろなメニューはあ

るのですが、それがなかなか使い勝手が悪いので、その拡充をお願いしたいと思います。

学童保育についても、小学校の低学年で終わってしまいますが、高学年でも1人で家に置いて働きに出られないので、それを小学校卒業まで引き上げることを特にお願いしたいと思います。

次に住宅支援についてですが、母子家庭は低収入だということは皆様ももう御存じだと思うのですが、そのため十分な住宅のための費用が捻出できないということで、公営住宅の優先入居はポイントが高いのですが、入れませんし、入れても不便なところの公営住宅にしか入れないことがありますので、働いて、子どもの送り迎えができるような利便性のあるところに、公営住宅をお願いしたいと思います。

時間の関係で、後はお読みいただければと思います。

勝間委員

もしできれば、養育費の問題について今まで論点になかったので、12ページ目だけでも少し説明していただけますか。

向井氏

はい。資料は30ページに養育費の受給状況が出ているのですが、これが現在も受けているという方が19%です。その下の表を見ていただくとわかるのですが、0～2年は27.8%の人が受けているのに、4年目になると16.5%と減ってしまうのです。

次の32ページ、ハンド・イン・ハンドの会の養育費についてのアンケートを取ったときに、やはりそういった履行が行われなくなる、だんだん支払えなくなるということで、履行確保制度への要望が出ておりましたので、そちらに出してあります。やはり立替え制度ですとか、給料からの天引き制度をお願いしたいという要望が出ていました。

面接交渉している父親の方が養育費を支払っているケースが、やはりハンドのアンケート調査で判明しておりまして、ただ父親が面接交渉を拒否するケースも多いですし、DV被害のケースですとか、夫婦でわだかまりがあって離婚したケースでは、会わせたくないというケースもあります。

ただ、子どもの精神的なサポートのため、あるいは経済的サポートのためには面接交渉は必要だと思っております。その立会い支援ですとか、そういった支援制度が国が行政であればいいと会員からの要望も多いです。先ほど言った履行確保制度の整備も緊要であると思っています。

勝間委員

ありがとうございました。皆様のプレゼンテーションは一通り終わりましたので、委員の皆様あるいはほかの方から順番に質疑を応答の時間にさせていただきたいと思います。

質問のある方は挙手いただけますか。宮島委員どうぞ。

宮島委員

皆様今日はどうもありがとうございます。

今お話を聞きまして、私たちの世代ぐらいになると離婚のハードルというのは気持ちの上では低くなっていると思うのですが、実際に母子家庭になったときのさまざまな困窮を見ますと、結婚をしたときによほど結婚を維持する自信がないと、産むのをちゅうちょしてしまうのではないかと、ましてや非婚で産むのは本当に大変だと思いながら聞いていました。

そういう意味では私は母子家庭、父子家庭の支援というのは、今の段階で母子家庭や父子家庭の方々だけの問題ではなくて、みんな起こりうる、と。自分も結婚とか子どもを産むときの1つの気持ちの上でのハードルになるわけですので、ひとり親家庭が普通に子どもを育てられる国にするということは、物すごく大事なのではないかと思いました。

今お話の中で母子家庭の場合ですと、死別と離婚では大きな違いがあるということなのですが、私は詳しくないので、どういう考え方によってそういう状況になっているのか伺いたいです。ペナルティではないと思うのですが、もしももう1人親がいるのだから、そんなに国で手当をしなくていいという意味で死別家庭のような手当が受けられないのだとすれば、本来父親の方からちゃんと養育費を取れば厳しいと思うのですが、もし死別家庭よりも生別家庭の方が不利な状態にあるとすれば、それはどういう考え方によると考えられるのかを、1つ御質問したいと思います。

もう一つ、身近にも男親の無責任な態度というのがたまに目につくケースがあるのですが、夫婦の仲が悪くなるうが何だろうが、子どもに対する親としての責任というのは厳然としてあると私は思うのです。だとすれば、今の希望としてさまざまな養育費履行確保制度への道というのがアンケートでありましたけれども、それがなぜ成立していないのか。普通にそれは必要だし、責任なのだから確保すべきだと思うのですが、何がネックになってそこがうまく制度として現実に機能していないのかというところを、もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

赤石氏

死別と離婚の手当、年金の差なのですが、私見になりますが、1959年に母子福祉年金というのができまして、無拠出の母子家庭に死別であれば年金を支給するということになりました。そのときに、離婚した母子家庭も同じように困窮状態にあるのではないかとということが国会で問題になって、しかし、離婚は保険事故にはならない、年金というのは死亡という保険事故の概念があるではないですか。それになじまないということで、別立てで児童扶養手当制度というのをつくったと聞いております。

当初母子福祉年金と児童扶養手当の額は同額であったのですが、1985年の国民年金法の改正のときに、児童扶養手当制度を年金制度と切り離し福祉制度としたため、支給額が大幅に差が出た。今は子どもが1人であれば2倍程度の差があります。つまり、児童扶養手当は満額支給、子ども1人で4万1,720円のところ、死別の母子家庭には遺族年金と子ども加算で子どもひとりの場合月額8万5000円出るという差が出ています。これは、亡くなった夫が年金に加入してい

なければなりません、40年間加入していなくても40年加入したとして支給されています。年金の制度の考え方なのかもしれないけれども、現状から言えば、死別の母子家庭の方が年収も高い、平均年収が高いということは厚生労働省の全国母子世帯等調査に出ております。その程度の援助があっても生活は苦しいという統計がありますけれども。

勝間委員

一応確認なのですけれども、離別の場合には養育費が20%出ているというのが、多少考慮に入っていたのでしょうか。

赤石氏

そのときの国会の論議を見るしかないとと思いますが、夫が年収600万円以上の場合には児童扶養手当は支給しないという改正原案があり、支給自体を制限する議論はあったのですが、遺族基礎年金との額の差についてはそれほど議論されていないのではないのでしょうか。

勝間委員

わかりました。やはり単純な不公平が残っているということですね。ありがとうございます。

新川氏

養育費については私の団体が一番力を入れている活動で、実はおととい養育費の日ということでキャンペーンイベントを行っています。

養育費に関しては非常に問題が深く、いろんなことがあって、払わない親が悪いだけではなく、受け取らない親もいるのが事実です。そんな中で、まず、養育費をどうして払わないお父さんがいるのだという御発言だったのですけれども、払わないお母さんもいるので、離れている親の問題だということをもまず認識してください。

日本の離婚の文化は協議離婚が9割を占めるというところで、取決め率がまだまだ低いというのが1つ問題としてあります。離婚したら縁切りで夫婦の縁を切ってしまって、子どもとの縁も切ってしまう昔からの文化なのですけれども、離れて暮らす親は本当に柱の陰からひっそりと見守りなさいではないですが、そういった文化の中で日本は来ています。

実際に法律の中で強制する制度がなかったり、面接交渉に関してもそうなのですが、子どもを会わせない、会わない親というのも実際にいるところで、やはり離れた後に愛情が育たないということも非常に問題かと思えます。

なので、国の制度としてきちんと履行を確保できるようなところをつくってから、児童扶養手当に参入すべきだったと思うのです。それは方向性が逆で、児童扶養手当の中のお母さんの収入として含んでしまったことが、もらっているお母さんにしたら当てにならない養育費をもらうよりは、児童扶養手当を満額いただきたい。ならば養育費は要らないという傾向になっているのが事実です。受けていたとしてもいつ止まるかわからない養育費だったらば申告しない。これが正

直なところで問題点であります。

勝間委員

ありがとうございました。

吉村氏

養育費を加算するようになったのは平成 15 年からだと思います。

それから、非婚の母なのですけれども、私も実際に知っていますが、とにかく交際していて赤ちゃんができて、でもその相手とうまくいなくなり結婚できなくなった。でも、できた子どもは私の大切な子どもだということで、是非育てたいということで実家に帰っているのです。周りがみんなそれを支えているのです。そういう人もいます。

何の資格もなかった人も、周りが勤めて研修を受け資格をいろいろ取って自立や将来に備えている。受講時の子どもは、日常生活支援事業を利用して預かってもらい、そういうことできちんとやっている人もおります。

阿部氏

先ほどの養育費のお話で一点だけ付け加えさせていただきたいのは、私自身は勿論養育費の取立てをきちんとするというのはすごく賛成しているのですけれども、支払能力の問題というのがあります。

貧困対策の関連で言うと、どうもだれかを悪者にしたがって、あいつの責任だという傾向がすごくあるのですが、そこで別れた父親の責任を勿論追及しながらも、でもやはり国の責任というのもしっかり確認していくべきだと思うのです。そういう意味で私は養育費に過度に期待して、国の責任を議論しないようにするのは、国の政策としてはよろしくないのではないかなと思います。

佐藤委員

阿部さんに伺いたいのですけれども、親の貧困と子どもの貧困というところで、まず対策のところなのですが、親の貧困を解決することで子どもへの貧困の連鎖を断ち切るということと、子どもの方に直接、子どもの貧困のところで手をつけるという両方で考える必要がある。

もう一つは、親の方も夫婦で子どもを育てる場合と、ひとり親があるわけですが、夫婦で子どもを育てている親の貧困のところの仕組み、本人というだけでなく社会的な仕組みが変わると、かなり今のひとり親のところに出てくる貧困もある程度解決できるのではないのか。つまり、ひとり親固有の貧困問題は何か。2人親のところであらわれている問題と、ひとり親に固有の部分が何かを伺いたいです。

まず親の方について言うと、今日のお話だと基本的にはカップルで育てるとすると、基本的に2人働いていれば、それなりに子どもを育てられるぐらいの収入を得られる。つまり、女性も働

こうと思えば仕事を続けられて、一定の収入が得られるという仕組みが必要ということなるかと思えます。

今度は、子どもの方については、少なくとも義務教育までは基本的に親の経済状態に関係なく、一定の水準の教育が受けられるようにするというようなことをイメージすればいいのか。そうすると、今度はひとり親の方も、夫婦で働いているという状態から1人になったという状態を考えると、今のひとり親のところについても女性は働けないとか、かなりは辞めてしまっていたりというのが多いわけです。女性が辞めないで働き続けられる状況があって離婚するなりということになったときに、つまり言いたいのは、ひとり親固有の部分という、2人親も含めて政策を打っていったときに、それは勿論時間がかかる部分と、短期間があると思うのですけれども、ひとり親固有の貧困について必要な政策は何なのかということと、子ども固有にやる部分と親の部分と、その3つに分けたときのことを教えていただければと思います。

阿部氏

まず2人働いていればというところで、スライドでは飛ばしてしまったのですが、26ページの図を御覧になっていただきたいと思えます。これは2人親世帯で見た国際比較なのですが、2人親世帯で1人が働いている場合と2人が働いている場合というのは、ほとんどの国において2人働いているときの方が、1人働いているときよりもずっと貧困率が下がるのです。

ただ、日本ではその下がり方が余り大きくない。これはどういうことかという、2人で働いている世帯というのは両極化で、例えば勿論2人とも所得が高いような世帯もあるのですが、でも多くはお父さんの所得だけで足りないからお母さんも働きに出ているという世帯なので、お父さんの所得だけを比べても、1人就業の場合と2人就業の場合では、2人就業の方が低いと思うのです。

女性の就業問題を改善することによって、子どもの貧困は緩和できる。女性の就業問題のひとつは、一旦就業を辞めたというのも1つの大きな問題だと思えます。そのことで、キャリアが途中でブレイクしてしまった。

もう一つは、ちょっと前の世代なんかはそうだと思いますけれども、最初から非正規でずっと非正規というような問題です。この問題は子どもに出でなければ、単身の女性の貧困の形で出てくるわけです。

幾ら就業支援を母子世帯にしても、女性全体の就業状況がこんなに悪くなっているときに、そんなにいい職がぱっと職業訓練で見つかるわけがないのです。このように女性の就労条件が厳しい中では、これは赤石さんも言っているかもしれませんが、所得保障というのは就労を100%していてもやらなければいけないと、ここは腹をくくらなければいけないと思うのです。

では、母子世帯特有の雇用の問題がといったときは、例えば収入がよくなっても今の男性に見られるような働き方をしている、子どもが健全に育つのですかということだと思えます。

今、2つ仕事を持っている例を赤石さんがおっしゃりましたが、ほとんどのお父さんが10時に帰ってくるような状況で、幾ら保育園が10時まで子どもを見てくれるとしても、そうい

う育て方がいい育て方ですかと考えたら、それはやはり違うと思うのです。

ですので、やはりそのときにだれかカバーしてくれる人がいないというのが母子世帯特有の問題かと思えます。それは本当に働き方自身を変えていかなければいけないというところで、ではちょっと収入が低いパートの仕事でも、その分子どもが重要な時期は所得保障をして、フルタイムで 10 時まで働かなければいけないような仕事に就かなくてもいいという選択肢をつくってあげるというのは、1つ重要な形だと思えます。

佐藤委員

ひとり親は女性が多いわけですがけれども、その難しさというのは女性全体の就業の在り方の問題と、もう一つはワーク・ライフ・バランスが実現できてない問題で、男性を含めた働き方の問題、そこがより1人で女性が働きながらの子育てを難しくしているということですね。

そういう意味では、長期的には全部改善しながら短期的に今度はどうするかという話ですね。今の働き方の改善とか、女性の就業全体の改善はかなり時間がかかるので、短期的にはある程度の所得保障みたいなものとか、教育訓練問題とかそういうことを考えていくということなのですかね。

阿部氏

そうですね。短期的なところで子どもと一緒にいるという選択肢をとれるようにというのは、1つ重要な方策だと思えます。

佐藤委員

教育については、ある程度ユニバーサルに一定の教育を受けられるような奨学金とか、そういうものを高校ぐらいまでは受けられるような形を考える。

阿部氏

それもあると思えます。高等教育でも奨学金ですとか、今、教育費自体の修学援助費ですとかやっていますけれども、それが十分でないというのも1つあります。義務教育の間の就学援助費が足りないというところもありますし、それで給食費が払えなかったり、修学旅行にいけなかったり、卒業式に出させてもらえなかったりという問題が出てきているわけです。

ですけれども、それ以前の問題としても学力格差が既に義務教育の時代からあるというのが確かにあって、その学力格差は下の子どもが落ちていることによって起こっているのです。学力の一番下の子どもたちを底上げする必要があります。そのためには義務教育のところ、又は欧米では就学前教育というのに非常に力を入れています。3歳からです。そういうところに力を入れないと、学力格差は解消されないのではないかなと思えます。

欧米の貧困研究ですと、ゼロ歳から6歳までの貧困の経験というのが、それから後の貧困の経験よりも大きく子どもの将来に響いてきます。ですので、義務教育だけではだめかもしれません。

その前の段階から、何らかの形で底上げをしていくことを考えていかなければなりません。

佐藤委員

教育の格差は受ける機会だけでなく、親による子育て環境でゼロ歳、3歳のところの学習のあり方などが異なる点への対応策をもう少し具体的に教えてください。つまり、保育園の費用と高校、大学の費用について無償化みたいなことをしたとして、学校教育では同じものを受けられるとしても、親の環境など別のところの影響ですね。そこはどういうことを考えておりますか。

阿部氏

これは例えばアメリカのヘッドスタートですとか、イギリスのシュアスタートですとか、ヨーロッパの各国でもやっていると思いますけれども、必ずしも貧困の世帯の子どもだけを対象にしなくてもいいというものです。そういうところで就学前からの知育というのもやっていく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、保育所というのはどのような世帯の子どもも行けるので、ある意味では非常に有望なところで、保育所はお母さん方やお父さん方にも直接接するので、親への教育もできますし、子どもも特に貧困の子どもだけを集めているわけなので、スティグマも発生しないという点で、私は保育所というのを最初の貧困への砦と考えています。

佐藤委員

どうもありがとうございます。

勝間委員

私から質問があるのですが、例の逆行現象についてですが、なぜ日本だけが逆行するのか、主な理由を教えてください。

阿部氏

どこの国でも現役世代から社会保険料という名前か、税金という名前かわかりませんが取って、高齢の時期に集中的に給付をするという構造はあるわけです。ですけれども、何でほかの国で子どもの貧困率が逆転しないのかということでは、これは幾つかの方法があると思います。負担を少なくするか、社会保険料を税金で負担をするですとか、また同じように負担を取っても給付を多くするか、どちらかをやらなければいけないわけです。

そういう観点を全く持たずに保険料や税などのいろいろな設定をしてしまいますと、今の日本のような状況になってしまうということだと思います。

勝間委員

そもそも政策ポリシーの中に観点が不足しているということですか。

阿部氏

そうですね。年金の議論ですとか、税金の議論ではそういう観点は少なかったというのは確かだと思います。

勝間委員

そういうのは日本の場合、極端だということですね。欧米ではある程度観点に入っていて、そういうのが制度設計の際にいろんな細かい制度が考慮されていることに対して、日本の制度設計の場合は、それが特に貧困家庭、若年層に対するケアが足りなかったということではないでしょうか。

阿部氏

いろいろな言葉はあるかと思いますが、日本の中ではそれほど貧困自体が問題になってこなかったというのがあって、それが多分1年前くらいまではそういう状況が続いていたということだと思います。

勝間委員

ありがとうございます。

松田委員

今、阿部先生から御指摘があった点は私も全く同感です。その上でなのですが、今回御報告されたのは特にひとり親、母子家庭とその現状ということですが、お話を聞いていきますと、それだけではなく父子家庭の問題であったり、あるいは母子家庭とおっしゃいましたときに離別、死別、非婚という問題があって、更に2人親世帯においても今は貧困率が上がっているということです。

ですから、やはり何か特定のカテゴリーの人だけではなく、子どもの貧困に焦点を合わせた政策を横串で通していくというのが、多分中長期的には一番大切なのかと思いました。

それで御質問と御意見を伺いたいのですが、まず一点は今の話です。子どもを中心に貧困を支えるためにはどうしたらいいかということで、例えば子どもの基礎的な教育費の無償化ですとか、今、小中学校は授業料は無料ですけれども、給食費や活動費などを取られていますね。例えばここを無償化して、つまり、子どもがとにかく貧困、苦しい状態にならないような政策ですとか、住宅支援につきましても母子世帯だから住宅支援ではなく、一定の所得以下であるから住宅支援をする。これは確率としては母子家庭が多分多くなるのだと思います。あるいは昨今議論されている給付金付き税額控除というのがありますね。阿部先生も御指摘されていますけれども、どのような世帯構成にかかわらず、一定の所得以下の人には給付金をもう少し上乘せし、高いところからもらう。これが何も母子世帯全員が貧困であるわけではないのです。母子世帯でも所得の

高い方もいます。

つまり、母子家庭の貧困の問題ではなくて、貧困をたたくのだという政策にした方がいいような気がします。こういう方向はどうなのでしょう。

阿部氏

私自身は著書で書かせていただいたのですが、子ども対策ということを提唱しています。カテゴリー別につくってしまうと、先ほどの母子福祉年金と児童扶養手当の例が一番だと思えますけれども、こういう世帯タイプだからどうのこうのというスティグマやバッシングの土台を作ってしまう。

でも世帯タイプは関係なく子どもが中心な政策にすれば、それは起こりません。子どもに対する支援をしなければいけないということで考えれば、母子世帯であろうと父子世帯だろうと、日本にいるすべての子どもを対象にするべきだと思います。

松田委員

今の付け加えますと、つまり貧困層をまとめるか、まとまらないと、多分声が上がらないような気もするのです。分断されているというのがもう一つの現状ではないかなと思います。

勝間委員

阿部さんに質問なのですが、子どもの視点を中心とした対策ということなんですが、これは欧米、特に欧州ではとられているのでしょうか。比較しますとどういうカテゴリー分けになっているんですか。

阿部氏

先ほど松田委員もおっしゃったように、例えば近ごろよく税額控除の話が上がります。一番よく出される例がアメリカのEITCというものなのですが、あれは一応貧困世帯全員が対象で、実際は子どもがない世代には少ししかないので、子どものある世帯は全部対象にしているのです。でも、受けているのは、ほとんどは母子世帯なのです。

ということで、母子世帯対策というのではなくて、そういう貧困対策という形で結果的に弱者のところ集中的に行っているという形にしているのだと思います。

勝間委員

ありがとうございます。

松田委員

先ほどの私の質問は、当事者の立場も弁護人が代わると変わるかもしれませんが、ちょっとよろしければ何名か母子家庭支援の団体の方からコメントをいただきたいです。

吉村氏

今、松田委員さんのおっしゃったのは、私もそう考えたときもあります。とにかく社会全体の子どもについて考えるということも、最終的にはそういうことになるのかなという気がします。

でも、現実を見まして差別と言っではいけないけれども、そういう状態にあるわけです。それから、教育環境がお母さんを縛っているということもあるのです。とにかく保育所は勿論ですけども、送り迎えをしなければいけない。小学校、中学校は行事が多いのです。部活もあります。それに全部お金が要るのです。

母子家庭の方を集めて日曜日に行事をやろうとしますと、子どもの何かがある、部活で送り迎えをしなければいけないとか、そういうのが保育園から高校まであるんです。それでなかなか集まり切れないとか、それでお母さんは忙しくて、子どものことを考えるとそっちにも行きたいわけです。だけれども経済的に行けません。

これは教育についてアンケート調査をしたのですけれども、その中で小さい間は本当に子どもと一緒にいたいという、そういう気持ちも非常にあるわけです。だから、そういう仕事は選びたくない。朝8時半から保育園にやって、5時までに終わる仕事しかしたくない。土日休みがある仕事しかしたくないというのがあるのです。非常にそういうのはそうだろうなとも思いますけれども、なかなかそういう仕事はありません。その辺が子どもがある程度大きくなるまでは社会で見えてあげていいのではないかということは思います。

勝間委員

ごめんなさい、わからなくなってしまったのですけれども、もともとの質問は貧困世帯において、母子家庭を特別に取り扱う必要があるかどうかという質問だったと思うのですが、それに対する答えとしては。

吉村氏

済みません。でも今のは母子家庭の話です。

勝間委員

ですから、答えはあるという意見だということによろしいですね。

吉村氏

ええ、あります。

勝間委員

その大きな理由は時間不足の点があるのだから、金銭面だけでそれを判断してはいけないということですね。

吉村氏

時間不足もありますし、経済的にも非常に貧困でございます。それから、親子の心の問題も非常に気がかりです。

赤石氏

よろしいでしょうか。子ども全般に対する対策をどう評価するかということだったと思うのですけれども、先ほども申し上げたように、現状として切り分ける必要があると。ですから、母子家庭あるいは児童扶養手当を例にしますと、父子家庭も対象にすべきと私たちも言っているんですが、1人親を対象にした所得保障というのは、やはり現状としては必要だろうと。

その上で、子どもということに着目したいろいろな給付なり教育の援助なりというものが必要だろうと思います。

児童手当という子ども全般に対する手当がありますけれども、それを増額するような議論というのいろいろあるのですけれども、子どもの育ちで一番お金がかかるのは、子どもが十代になってからですね。それは、皆さんも経験していると思うのですが、そこに対して、本当に手薄いと思うのです。それが本当に2人親であってもひとり親であっても非常に大変なので、私はかえってそこに加算が付くぐらいのものであっていいのではないかと。たしかフランスは児童手当を増額しますね。

勝間委員

10万円ぐらい増額されています。その部分だけです。

赤石氏

ですから、なぜ、今、ちょっとずつ支給対象年齢が延びていくというのがありまして、増額すべきではないかということと、やはり義務教育では、今はとても終わらないですね。義務教育で終わった子どもたちのその後の暮らしというのが非常に困難です。ネットカフェ難民の調査とかを見ましても、本当に子どもたちが、両親が離婚していたとか、そういう貧困の連鎖がデータでも出ているような感じですので、やはりせめて高校までは保障できるような、ということは、中学のときに、勿論もっと前も必要なんですけれども、中学のときに塾代の援助みたいなことを東京都でやり始めましたけれども、これは貸与なんですけれども、受かると給付になるんですが、こら辺のところに重点的に何か援助がないと、その次の高校に行くときの、ほかの子たちは競争の中で頑張っているときに、何も援助のないひとり親の子どもたちがどういう厳しい目に遭っているかということを考えます。

新川氏

今出たテーマで、子どもの貧困対策として全般的に考えてもらった方がいいという意見は私も

あって、児童扶養手当は受けていると、ほんの一部の事例ですけれども、「おれたちの税金で食べさせてもらっているのでしょうか？」というような差別を受けることが実際にはあるのです。それを考えると、全体の中で阿部さんの話にあったように、結果、母子家庭がいっぱい受けているというふうになった方が、そういう差別的な言い方をされることが少なくなるのではないかと思います。

佐藤委員

赤石さんに伺います。子どもを中心に政策を見直したときに、今度はひとり親とか親の方、やはりどうしてもひとり親というようなものがないと困るみたいなお話があったのですけれども、今度は親の方は親の方で横の政策というのを考えていけば、差別みたいな問題の対策を考えなければいけないと思いますけれども、子どもの方と親の方もセットになれば、今の縦割りみたいな、縦割りというのは変ですけれども、ひとり親だけの対策をやらなくてもよくなると、松田委員が言われたような形で整理した場合は、いかがですか。

赤石氏

それは額の問題ですね。

佐藤委員

勿論。

赤石氏

給付付き税額控除の試算というのが、例えば月額で4～5万になるというのでしたらよろしいのではないのでしょうか。今、月額4万1,720円の児童扶養手当というのは、本当にそれで生きているという人たちがいますので、私は当事者団体としては、それをすぐに手放すという議論に賛成ということは言えない。ですので、やはり額の問題をちゃんと見極めるべきと思っています。

勝間委員

どうぞ。

宮島委員

生活保護の部分について、ちょっとお伺いしたいのですけれども。先ほど本当は生活保護を受けた方がいいのに、受けないで頑張っている方がたくさんいるというお話だったので、一般的に生活保護は本当に必要な人には受けてほしいし、一方で立ち上げられるようなインセンティブも制度の中には多分あった方がいいというのが、何となくみんなが考えているところだと思います。先ほどのお話で、一度受けると、なかなかそこから抜け出せなくなるから受けないとお思いということは、抜け出すにも何か問題があるし、生活保護の仕組み自体にも

問題があるからなののでしょうか。生活保護の今の仕組みそのものに問題があるのでしょうか。

新川氏

多分就労の部分の問題だと思うのですが、やはり就労賃金が非常に低いというところで、生活保護を15万以上定期的にかせげるようにならないと、子ども1人いる母子家庭のお母さんで抜けられないというところなので、母子家庭で15万以上、20万ぐらいないときっと抜けられないと思うのです。それだけかせぐのは、非常に現状は困難です。

勝間委員

よくわからなかったのが、15万以上かせげないのであれば、生活保護を潔く受けるという選択肢はないのですか。

新川氏

でも気持ちの中では、やはり受けてはいけないものと思って、私も受けてもいいのだよとお話はそののですが、やはり嫌だと言われるお母さんがほとんどです。

勝間委員

嫌だというのは、発想がどこから来るのですか。

新川氏

福祉のお世話にならずに自分1人で頑張りたいというプライドみたいなところだと思います。

勝間委員

それは、憲法の権利ですね。そういう発想はないのでしょうか。

赤石氏

私は、子どもがゼロ歳のときから、生活保護を受給しておりました。確かにスティグマというのはあると思います。ただ、受けていいものだと思っていますし、今でも同行支援もしています。

ただ、確かに家賃保障が例えば7万近くで、それで母子、例えば2人でも3人でも本当は20万を超える場合もありますので、その額を就労収入と児童扶養手当でやっていくというのは、かなり困難というのは確かです。

そうなる、なかなか辞め切れない、私は超える前に辞退しました。そういうことがあります。ですから、本当にまだ若くて元気ということもありまして、辞退届けを出しましたが、これがいいというのではないのですよ、全然よくないと思いますけれども。

それで単給支給をしたらどうかと思うのです。例えば住宅手当というのが、日本では全くありません。住宅保障をするためには、生活保護を受けざるを得ないとなっています。

でも、日本で公営住宅に入れなければ、住宅費というのは非常に高いわけです。例えば家賃7万、8万、ほとんどお給料の3分の2ぐらい払っているひとり親の人も多いです。

ですので、例えば単給で住宅手当だけあれば、かなり助かるという方たちは、すごくたくさんいるわけです。ここを何度も提案されていると思うのですがけれども、考えるべきではないかと思えます。

勝間委員

ありがとうございます。どうぞ。

安藤委員

安藤です。今日は本当にありがとうございます。ファザーリング・ジャパンでは最近、父子家庭支援をやっておりまして、母子家庭支援の団体の方とお会いするのは大変勉強になると思っています。赤石さん、新川さん、向井さんからも父子家庭支援、経済支援策の拡充をという話をいただきましたが、シングルファザーの貧困も、今、広がってきていて深刻です。今日お手元に配ったフレンチトースト基金という、我々がやっている父子家庭支援基金の発表と同時に、困窮する多くのシングルファザーの人からの問い合わせ、あるいは受給申請が日々来ています。

厚生労働省の18年度の全国母子世帯等調査結果報告書を見てください。父子家庭に児童扶養手当を出さないという根拠は、これが基になっていると聞いています。

厚生労働省の考え方としては、父子家庭に求められているのは、経済支援よりも家事や育児支援だということで、それはなぜかということ、父子家庭の平均年収は421万という数字が出ていて、これが基になっているのですけれども、実際は、この資料の28ページを見ていただくとわかるのですが、表21、ひとり親と本人が困っていることの内訳、母子、父子と出ているのですけれども、平成15年のときは、確かに家事が36.4%、家計が31.5%で家事が多かったのですが、18年調査では、家計の方がそれを上回って40%で第1位に今、なっています。これは18年の数字ですから、最近の経済不況でもっとそれが進んでいるのではないかと思っています。

実際、我々の団体にも3人の父子家庭のお父さんが入ってしまっていて、彼らは経済的困窮もあるのですけれども、やはり残業や休日出勤が困難になって企業を辞めざるを得なかったり、それで収入が途絶えてしまい、1年間貯金を食いつぶしてやって一所懸命頑張る。それで落ち着いた頃に再就職しようと思ったらリーマンショックで就職の口もなく、子どもがいると、面接すらも受けさせてくれないような状況に、今、男性たちも直面していると思えます。

そういう中で、私から提言ですが、まず、厚労省に対しては母子世帯等調査の最新版をアップデートしてほしいなと思っています。

御覧のとおり、199世帯しかサンプルがないのです。母子家庭に比べて父子は6分の1ぐらいの数ではあるのですけれども、平成20年度、21年度の実態調査というのを緊急的にやっていただきたいと思えます。それを踏まえて、実効的な支援策について議論していただきたい。

また調査をするのであれば報告書には、母子家庭等という、「等」の中に父子家庭を入れるのは、

やめていただきたいひとり親家庭調査で、いいのではないかと思います。

もう一つの資料は、民主党・子ども男女共同調査会がこのたび緊急的に行なった、各自治体の父子家庭に対する支援調査です。

驚愕の結果が出ていまして、母子と同じように4万1,720円を支給している自治体はたったの11しかないという状況です。

そのほか、次の4ページ目からいろいろ全国の手当支援金を設ける自治体の一覧があるのですが、けれども、5,000円とか、あるいは1,667円とか、やらないよりはいいのですが、あまり実効性がない状況になっています。

これらをトータルすると、日本には1,800の自治体がありますが、たった220自治体しか行っていません。同じ県に住んでいても差があるわけです。例えば栃木県は鹿沼市は支援策が充実していますが、宇都宮市とか、ほかの市は全く受給がない。たまたま鹿沼市に住んでいたからラッキーみたいな状況があります。それはやはりおかしい。自治体は児童扶養手当の公平化を至急にやってほしいと思います。

プラス、国の方でも経済支援はないのですが、子育て生活支援あるいは就業支援等を行っている部分はあります。これらも自治体レベルできちんとやってほしいなと思っています。

それから男性の場合は、就業していて、ある日突然父子家庭になるケースが多いのですが、たちまちそれで仕事が困難になってしまう。その原因は、そもそも男性の育児に理解のない企業や社会という背景が根強くあります。なので、企業に対しては、一般家庭の男性以上に父子家庭への両立支援を推進して行ってほしい。

あと、参考資料の最後の方に「相談相手がいるか？」という質問がありまして、相談相手がないのは父子家庭の方が多いのです。一番右の欄には、「相談相手は必要ない」というのも母子よりも高いです。これは男性自身のプライドみたいなものが多分出ているのですが、なかなか声をあげない状況があります。だから周囲がその大変さに気付かない。いま地域の中で非常に父子家庭の姿が見えづらくなってきています。子育て支援のNPOスタッフと話しをしても、母子家庭には声をかけやすい。父子家庭らしい人、男性には声をかけづらいと言っています。なにか腫れ物に触るような意識が働いてしまって、支援者サイドの人たちにもそういう空気が生まれている実態があるのを感じています。

佐藤委員

今の安藤さんのご指摘のように、父子家庭、母子家庭といった切り方は少し変えなければいけないだろう。

もう一つは、先ほど税の寡婦控除というお話があったのですが、これも男性にはないね。ですから、税制なども含めて、やはり政策全体を直す必要があるだろうと思います。

赤石氏

寡夫控除は控除される額が違いますけれども、あります。

佐藤委員

では、ごめんなさい。税制の方もそういう点が、かなり水準がかなり違ったと思うのですけれども、そういうものも含めて、少し横に見直すことが必要かなと思っています。

松田委員

聞いていて、非常に問題が多い我が国だなというのがひしひしと感ずるのですけれども、私も御指摘いただいた点に対する支援は、すべて本当に必要だと思うぐらいなのです。その上で、我が国がなぜこんな状況なのかというのを、阿部先生の資料に端的に表れていると思います。わが国は子どもの貧困率が非常に高いですね。なぜかを見ていくと、やはりそもそも家族関係給付の費用が、日本では少ないです。あるいは社会保障関係の費用が少ない。ここに根本的な問題があるような気がします。

これは、阿部先生にお伺いしたいのですけれども、つまり、ここを変えずに、いろいろ中で付け替えをしても、多分だけではないか。つまり、何を言いたいかというと、何か新しい財源をしっかりと確保するために、国民が負担するなりして、貧困対策に当てていかないと、やはり我が国の子どもの将来はないのではないかと。私の意見ですけれども、国民負担、これは国民にお願いすることになるのですけれども、それが不可欠ではないかと思えます。この点に関しては、いかがと思われませんか。

阿部氏

私自身、財政の内容を一つひとつ検討したわけではありませぬので、今ある財源の中で、家族関連給付を上げたり、または貧困者に対する新しい制度をつくったりするのが不可能かどうかというのはわかりません。不可能でないという人もいます。

今、全体的に見れば、この話というのはすごく小さなパイの中のほんの少しなのです。それは負担増なしにもできることもすごくいっぱいあると思います。ですけれども、もし、それでも足りないと、今、実際に財政赤字のときで、そのような新しいプログラムを財政措置の考えなしに提案するというのは、非常に無責任という気もいたしますので、そういう点では、やはり負担増というのも考えなければいけないかと思えます。

そのときに、どの層が負担増になるのか、どの層が負担できないのか、消費税がアップするのであれば、それなりの軽減措置は何らかの形で入れなければいけない。それが税額控除かもしれないし、軽減税率かもしれないですし、わからないですけれども、やり方を考えなければいけないということで、負担増の議論というのもやはりやっていくべきかと思えます。

勝間委員

済みません、今までの議論を1回まとめさせていただいて、その上で追加の質問があれば追加に移りますし、なければ、1回、緊急提言の方に移らせていただきたいと思います。

まず、阿部さんの方からプレゼンテーションをいただいた構造の問題なのですけれども、基本的に子どもの貧困があることによって教育レベル、学歴や学習到達度に大きな差が出てくるといふこと。

また、健康、虐待、非行といったようなものに貧困レベルが著しい負の相関を招いているといふこと。

これが子どもの不利として、ゼロ歳から2歳ぐらいから始まって、どんどん拡大する一方になるといふこと。

更に、子どもだけではなくて世代間の連鎖が起こるといふことで、やはり子どもの貧困問題は、ようやく日本でまともに議論され始めたのが1年前と阿部さんはおっしゃいましたけれども、この問題を近々に解決する必要があるといふのが今回の議論の中心だったと思います。

解決の方向性として、皆さんいろんなことをおっしゃっていただいたものを5つにカテゴリー化してまとめてみました。

1つ目は、とにかく金銭、お金の問題です。所得保障を行うのか、養育費をどう取り立てるのか、生活保護をどういうふうに改善するのかといったようないろんな方法はあるのですが、金銭面の支給をどうするかといふことについて、もう少しいろんな、例えば父子家庭、寡婦控除、未婚、死別など、不公正で、生活保護の受けにくさのスティグマの問題、単給支給の問題、その他を解決しなければいけない。

2つ目が、ハードウェアのインフラです。保育園、学童、住宅に代表されるような、貧困層が安定して家に住めて、子どもを預けられるようなインフラの使い勝手や、実際の手当等が不足しているという話がありました。

3つ目のカテゴリーがソフトインフラなのですけれども、特に皆さんがおっしゃっていたのは教育の部分です。子どもに対する教育支援もそうですし、1回貧困になってしまった大人に対する教育支援もそうですし、いずれにせよ、その教育の支援がないということや、あるいは国民皆保険みたいなものをうたっているにもかかわらず、そういうものについて完全に漏れてしまっている子ども家庭がたくさんあるといふのが大きな3つです。

4つ目としては勤労支援という話が、まず1、2、3が確保されないと勤労支援も何もないものなのですけれども、そういう最低限のお金、ハード、ソフトが確保された上で勤労支援という話がありまして、その就労支援対策において、今、いろんなワーク・ライフ・バランスの時間貧乏対策とか、あるいは研修中の無給みたいな状態とかがあるものの制度の使い勝手の悪さといったような形で、必ずしも国の就労支援対策についてはワークしていないのではないかという意見をたくさんいただいたと思います。

最後の5つ目のカテゴリーは、実はこれは政策の問題かどうかといふのはもう少し議論をする必要があると思いますが、社会的な理解のもっと継続、市民レベルでそういうひとり親家庭とか貧困家庭を差別しない。企業においても、面接その他についてももしっかり取り扱うといったような部分の対策。

すなわち、もう一度繰り返しますと、お金、ハード、ソフト、就労支援、社会的理解という、

この5つにおける問題解決が必要なのではないかというのが、皆様の御意見を統合した部分だと思えます。

ただ、更にそれを方針としてどう扱うかについては、まだ議論が分かれていますと思いますが、幾つかいただいたのが、子どもの状況をもう少し視点として考えて、子どもの立場に立った政策に、今の親とかのカテゴリー別のものではないものに立て替えるべきではないかというお話。

あと、最後に一番大きな議題なのですが、国民負担の考え方として、そもそも、今は0.82でしたか。たしか、0.75から少し、気持ちばかり上がったと思うのですが、最新版にしても、いずれにしても、欧州に比べて非常に低い、この負担分を上げるのかどうかという、全体のパイを広げるかということについて、私たちは広げたいという結論で、ここはよるしいですね。広げる必要があるのではないかというのが私たちの結論になっていると思えます。

以上がここまでの議論のまとめですので、もし、これで大体、皆さん、過不足がなければ緊急提言の方に移らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。特に今日のゲストの皆様の御意見で言い足りないことがありましたら、どうぞ。

赤石氏

国民負担を広げるべきというのに私が賛成するかどうかは保留です。済みません。

勝間委員

ありがとうございます。

赤石氏

それしかないかなという気はいたしますけれども、私には材料がありませんので、その判断はできません。

安藤委員

また父子家庭の立場からですが、この基金を立ち上げてから、母子家庭の方から少し批判的な言葉をいただくのです。やはり男に対しての不信感みたいなものが根強くあるのかなと思ってしまいます。確かにこれまでの状況を見ても、比較的支援制度が恵まれている母子家庭に対して、逆に父子家庭サイドからも何かバッシング的な面があっていたかもしれませぬし、母子家庭と父子家庭で、本当はお互い支え合って、理解し合ってやっていくべきなのに、何か対峙してしまう構図や雰囲気があるのではと、私はこの事業を始めてから感じたのです。

それで実際、母子家庭の支援団体が、父子家庭に対してどういうふうに見ていらっしゃるのか。もし対立の構図があるのだったら、早く和睦をして、手を握って一緒にデモ行進でもやりたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

赤石氏

少し時間がなかったので触れなかったのですが、児童扶養手当を父子家庭に支給すべきというのは、今日の資料の要望書の中にも入っております。

それで、どうしてよいかということなのですが、1つは勿論、平均年収が421万円でも、所得制限が年収ベースで360万円ぐらい以下の父子家庭はいらっしゃる。その人たちの困窮度が同じであれば、同じように保障すべきという単純な議論です。

もう一つは、少しあれなのですが、さっきの議論と同じなんですけれども、母子家庭だけに出す手当に対するスティグマというものは非常に強いです。例えば事実婚でないかと疑われ、男が来ているだろう、それなら金をもらっているだろう、セックスしているだろう。だから、不正受給だというような対応と世間の目です。

これが、もしひとり親一般に支給するようになったら変化するだろうと思っております。男性が来たときに、あなた、女がいるのではないの、扶養されているのではないのとは言わない。それでは、翻って母子家庭に対する対応というものは変わっていくだろうと思っておりますので、そういう意味でも非常に歓迎すべきだと思います。

確かに比べ合って、あちらの方が恵まれているとか、隣の芝生は青いとか、そういうものはあります。でも、私たち全体としては、そういうことは全然言うつもりはありません。

向井氏

このハンド・イン・ハンドの会には男性の会員もいまして、1人、埼玉の方に世話係の方もいらっしゃいます。電話相談も男性からもかかってくるし、別にそういった差別や区別をしたことは全然ありません。

先ほど、安藤さんの資料の23ページの父子世帯の年間収入、先ほどから421万円というふうにおっしゃっていますが、300万円未満を足しますと、やはり37.4%になっていますので、私どもの会でも、父子家庭にも児童扶養手当は出すべきだと提言しています。

安藤委員

ありがとうございます。是非、何か一緒に行動をしていきたいと思っています。

吉村氏

私の組織も避けておりません。ひとり親家庭として、いろいろな催し物をやっておりますが、それに参加されます。親と子の触れ合い会みたいなこともやっています。どうしても人数が少ないから、少し入りにくいというところもあると思いますけれども、歓迎しております。

安藤委員

実態的に地域社会において温かいサポートが、ひとり親家庭にはまだまだ薄いと思います。なので提言したいのは、子どもや若者に対して、ノーマライゼーションの教育などをしっかりやって、次世代において、多様な家族が地域のなかで共生していける社会が実現する礎をいまから築

いて行ってほしいと思います。

勝間委員

いずれにしても、PTとして言いたかったのは、子どもの貧困対策は少子化対策であるということが大きな流れでして、その中にいろんな、ひとり親対策も、あるいは普通の2人親対策も、貧困家庭に対する対策も含むというのが基本的な趣旨ですので、その中でいろんな、お金、ハード、ソフトといったようないろいろな提言とか社会的な規範に関しても御考慮いただくような形で、メディアの皆様にも御理解いただければと思います。

済みません、ここから先は、何回か申し上げた緊急提言の方を、宮島委員の方から発表させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

宮島委員

今、お手元に、5人の委員で出したいと考えております緊急アピールの、まだ(案)と書いてある段階の紙をお配りしております。

前回、私が保育・幼児教育のモデレーターをいたしました。お手元の資料の方を御覧ください。前回、中期、短期、いろいろなレベルの議論が行われたのですが、特に足元で急増している待機児童や困難を抱えることになった家庭の子どもに対しては一刻も早く支援が必要との考えから、プロジェクトチームの5人で、ここで緊急アピールを出したいと考えております。

先般発表されました政府の経済対策では「安心こども基金」が増額されるなど、少子化の対策に対して新たな財源が付きまして。これは小渕大臣のお力などのお陰で、子育てや家庭の政策に一定程度の配慮がなされたということで、このプロジェクトチームのメンバーは一つの前進ととらえております。

一方で、このお金をどういうふうにするかということが非常に重要だと思います。今、困難な状態にある子どもがたくさんいる中で、このお金を本当に効果的な施策に使って、そして、国民に、事態が改善したというふう実感してもらうことが、今後、少子化対策に税金を使うということに国民の皆さまの十分な理解を得るために非常に重要なのではないかと思います。

したがって、私どもプロジェクトチームのメンバーとしましては、施策をこれから具体化していくところや、自治体や現場で施策を進めていくときに、こちらに挙げました点に十分に留意して、早急に、効果的に施策を実施していただくことを求めたいと考えております。

一つひとつ読み上げることはいたしませんけれども、主な点だけ申し上げます。

まず、喫緊の待機児童の問題の解消のためには、自治体のレベルでもさまざまな工夫が必要だと思います。特に、この前、厚生労働省から発表されました、待機児童がいる都市部でも定員割れが相当、公立保育園などで多いというような実態がありますので、極力工夫をして、受け入れを増やすべきだということ。

それから、現状、公共施設とか空き店舗などを活用して、小規模型の保育園や保育ママの形で、何年か後にできる保育園ではなくて、すぐに可能な受け皿を増やすべきということ。

それから、現実に待機児童の受け皿になっている認可外保育園に関して、環境を十分なものに
するように支援が必要だということ。

更に、今の経済状況の中で困難を抱えた家庭やひとり親家庭などにきめ細かな支援をすべきと
いうこと。

それから、地域の子育て支援を自治体それぞれの工夫で、多分、状況が自治体によっていろ
いろ違うと思うのですけれども、効果的にいろいろアイデアを出して拡大していただきたい。こう
した点です。

保育制度に関しましては、新たな制度設計など、現在、社会保障審議会などでも検討が進んで
いるわけですが、たった今、支援が必要な方々には数年後の状況の改善というものだけで
はやはり役に立たないと思っております。なので、ここで付いた財源などを使って、すぐにでき
ることから、国でも自治体でも、現場でも、全力で行っていただきたいというのがアピールの趣
旨です。

このアピールの採択に、委員の皆様、異論はありませんでしょうか。

それでは、委員全員のアピールとして、この紙の（案）というものを取らせていただきます。
よろしく願いいたします。

勝間委員

12点ありますので、是非、メディアの皆様、なるべく12点書き上げていただけると大変あり
がたいのですが、よろしく願いします。

小淵大臣

ありがとうございます。まず、緊急アピールにつきましては大変心強いアピールをいただき
まして、大変うれしく思っています。今回の緊急対策では、かなり政府として思い切ったものを
盛り込みましたし、きめ細やかな支援策をつくったつもりであります。

ただ、本当に、今、宮島委員がおっしゃったように、これが実現していくためには、やはり各
自治体の協力、また関係者の方々の協力といったものがなければ、皆さんが肌で感じられる、本
当によかったと思っただけの支援策にはならないと思いますので、そうした意味でも、この
アピールがそうした協力の後押しになっていただけるということを期待したいと思ひますし、
我々がずっと共通して持っている認識として、少子化対策をみんなの少子化対策にしていくんだ
ということで、国民一人ひとりがこの問題に向き合っただけという意味でも、今回の緊急ア
ピールを重く受けとめて、強く感じていただければと思っています。本当にありがとうございます。

あと、本日、御意見をいただきました皆さん、本当にありがとうございます。私もかなり勉強
させていただきましたし、幅広く、また奥の深いお話を伺えたと思います。

また、最初の子どもの貧困の話につきましては、本当にこの1年でやっと日本に貧困の問題が
あることが認識され始めたということでもありますけれども、やはりそういう状況であると思ひま

す。これまで、この国は貧困の問題というものは特になくて、親がなかなか経済状況が厳しくても、子どもにはそれが影響していないというような思い込みであったりとか、あるいはかなり上の年代の方に言わせると、昔からお金がないときでも子どもは現に育っていたではないかとか、そうした話になってしまうという中で、子どもの貧困という現実をしっかりと受けとめることがまず大事ではないかと思えますし、やはり貧困の連鎖というものは決して起こってはいけません。この現実をしっかりと認めた上で、対策として何が取れるのかということを考えていかなければならないと思っています。

ひとり親家庭の話も、随分と現場の声も含めていただきまして、ありがとうございます。将来的なことを言いますと、うれしいことか、悲しいことかはともかく、ひとり親家庭というものはやはり増えていく方向にあるのだと思うのです。それで、このままの制度でひとり親家庭が増えていくとなると、困窮した家庭が増えていって、また子どもの貧困が起ってきいてという、負の連鎖がどんどん広がっていってしまうことを考えたときに、やはり制度を見直していかなくてはならない。それも、阿部さんのさっきのお言葉を借りれば、バンドエイドをとめるということではなくて、トータルに、考え方も含めてどうしていくのかということ抜本的に考えていかなければならないのであろうと思っています。

それで、父子家庭の話がありました。ちょうど父子家庭の問題がいろいろと委員会などでも話題に出まして、私も、例えば母子家庭に出されている児童扶養手当、そうしたものが、そのまま父子家庭にも出されてしかるべきではないかという考えでいるのですけれども、そんな簡単なことではなくて、やはりそこをいじると、結局、年金制度から何から、いろんな考え方が全部変わってくることになるんです。そうしたときに、今の時代にふさわしい制度設計や考え方、理念、そうしたものに基いて、どこかを一部分直すということではなくて、根本的に考え直さなければいけない部分も随分多いのではないかと思います。

今回のこの緊急の対策で、そうしたひとり親家庭や父子家庭に対してかなりきめの細やかな支援をしています。ただ、やはり期間が限定されていることもあり、抜本的な解決にはなっていないと思います。今回の対策を入り口として、2年後、3年後にどういうことができるのかということ、この時期に皆さんで一から考える必要があるのではないかと思います。

大変いいお話を伺うことができまして、これからもいろいろ連携しながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

勝間委員

最後に、閉めさせていただく前に、緊急提言の後ろに1枚「子育て創生&安心プラン ~待ったなしの少子化対策~」というものが付いていますので、これについて簡単に、むしろ事務局か、大臣か、どちらかに御説明いただいた方がよろしいですね。

川又参事官

後ろに付いている紙は、内閣府の方でまとめました、今回の追加経済対策についての少子化対

策に関連する部分の本当の概要でございます。

全体を御覧いただくとわかりますけれども、主なところとしては「安心こども基金」というものを1,000億円、今、都道府県に基金を積んでおりますけれども、これを2,500億円にする。それから、地方の負担分に配慮する。教育環境整備・不妊治療等、いろんな財源を活用して施策を打つということでございます。

左半分は「地域子育て創生プロジェクト」とございますけれども、地域の中のいろんな子育て力、自治体、NPO、地域住民、いろんな主体が子育てに関わっていくわけですが、そういうところをサポートし、底上げしていこうということでございます。

右側が「緊急子育て安心プラン」ということで、困っている方々が安心できるようなきめ細かな支援ということで、先ほどの待機児童などがございます保育サービスでありますとか、ひとり親家庭、それから、社会的養護等への支援など、それから、低所得者世帯、妊娠・出産で、特に妊娠・出産のところでは、不妊治療への経済的支援の補助の金額の引き上げなども含まれております。

また、仕事と家庭の両立ということでは、育児休業の取得等を理由とする、いわゆる育休切りというものが問題になっておりますけれども、そういうような問題への対応とか、育児・介護休業法の改正が今国会に、少し遅れていたのですけれども、今日、国会の方に提出されたかと思えます。短時間勤務制度の義務化などを内容とするものでございます。それから、学校関係でも学校の良好な環境の整備などがございます。

以上が緊急的に実施すべき対応でございますけれども、一番下に青い欄でございますように、一時しのぎではなく、子育てというものはずっと続いていくわけでございますので、今後5年間、何をやるか。これについては「少子化社会対策大綱」の見直しの作業。このPTというものもそれに向けての議論という意味も大きいわけでございますけれども、それから、最終的には「中期プログラム」。これは税制改正などを含む安定的な財源を確保して、社会保障の機能強化を図っていこうというものでございますけれども、その中で少子化対策の抜本的拡充も目指していくということで、下の2行は中期的あるいは長期的な課題ということで整理をしております。

以上でございます。

勝間委員

ありがとうございます。是非、そういうふうに1兆円規模でこのような対策が打たれたということについて、皆さんは多分、さらっと流されてしまったと思いますが、私たちは、この1兆円というものは非常に大きいと思っていますので、ここが実現して、ここまで来たということと、あと、この公共財源をどうするかということについて引き続き議論をしていきたいと思っておりますので、是非、皆様の御協力をいただければと思います。

以上で今回のPTの方は閉会させていただきますので、この後、記者ブリーフィングという形で、15分後ぐらいにまた再開したいと思います。

皆様、ゲストの皆様、本当にどうもありがとうございました。

川又参事官

ありがとうございました。

それでは、今、お話がございましたが、17時15分を目途に、このフロアーにございます会見室で記者ブリーフを行いますので、そちらの方でお待ちいただければと思います。

なお、次回でございますけれども、連休明けになりますが、5月12日火曜日の15時から17時で、学校教育をテーマといたしまして開催いたします。宮島委員の御担当となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。